

○船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）の一部を改正する告示（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船橋からの視界）</p> <p>第二条 規程第百十五條の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（船橋に設ける窓）</p> <p>第三条 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・七（略）</p>	<p>（船橋からの視界）</p> <p>第二条 規程第百十五條の二十三の二第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（船橋に設ける窓）</p> <p>第三条 規程第百十五條の二十三の二第二項の告示で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・七（略）</p>